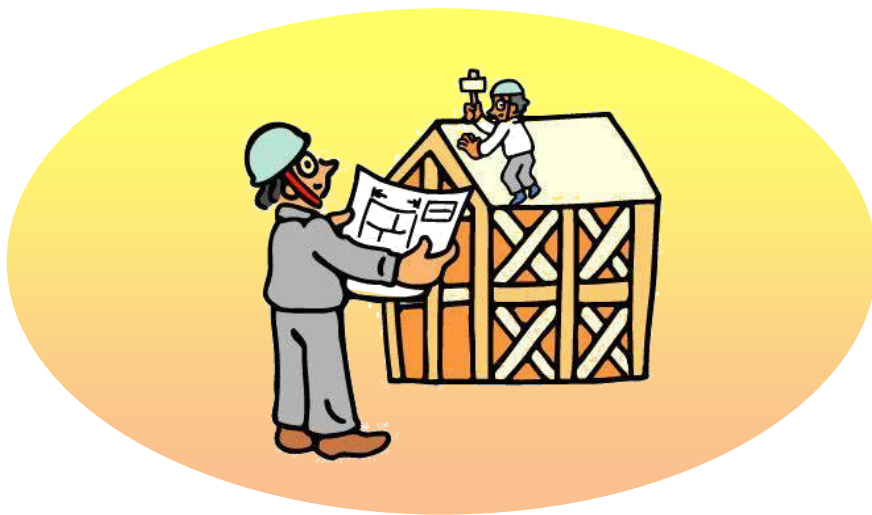


令和7年度

前橋市木造住宅耐震改修費補助事業のご案内



前橋市では、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、木造住宅の耐震改修及び耐震シェルター等設置を行う個人を対象に費用の一部を補助します。

木造住宅耐震改修等費の補助対象

1 耐震改修工事と耐震シェルター等設置

耐震改修工事	耐震シェルター等設置
一般的な耐震改修工事のことで、改修後の上部構造評点が1.0以上となる耐震性の向上を図る工事を行うこと。	耐震シェルターまたは耐震小型シェルターを設置すること。 耐震シェルター・・・居室に設置され、地震により建物が倒壊しても、居住者の生命を守る空間を確保できる装置で9・10ページに掲載のもの 耐震小型シェルター・・・寝ている人の身を落下物等から保護し、生命を守ることができるベッド型やテーブル型等の装置で9・10ページに掲載のもの

※ 耐震改修と関係のないリフォーム工事等を除きます。

※ 耐震性の評価は、(一財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法によります。

2 補助の対象となる者

耐震改修工事	耐震シェルター等設置
①本市の住民であること。 ②木造住宅の所有者であること。 ③市税の滞納がないこと。	①本市の住民であること。 ②高齢者のみの世帯、または障害者を含む世帯に属する者であること。 ③市税の滞納がないこと。

※高齢者・・・申し込み時の年度末時点で満65歳以上である者

※障害者・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた者

3 補助の対象となる住宅

耐震改修工事・耐震シェルター等設置 共通
① 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての住宅又は併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のものであること。 ② 平屋建て又は2階建てであること。 ③ 在来軸組構法により建築されたものであること。 ④ 自己の居住の用に供する住宅であること。 ⑤ 耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された住宅であること。 ⑥ シェルター設置の場合は、1階に耐震シェルター等を設置できる住宅であること。

※ 都市計画法又は建築基準法の集団規定に抵触するものを除きます。

4 交付対象となる経費

耐震改修工事	耐震シェルター等設置
①設計費 ②工事費 ③工事監理費 ※耐震改修に関連しないリフォームは、補助の対象になりません。	耐震シェルター ①装置の本体費用 ②設置費 耐震小型シェルター ①装置の本体費用

5 補助額

耐震改修工事	耐震シェルター等設置
対象経費の4/5の額。 ただし、115万円を上限とします。	対象経費の2/3の額。 ただし、30万円を上限とします。

6 耐震改修工事の設計・工事監理・工事施工者

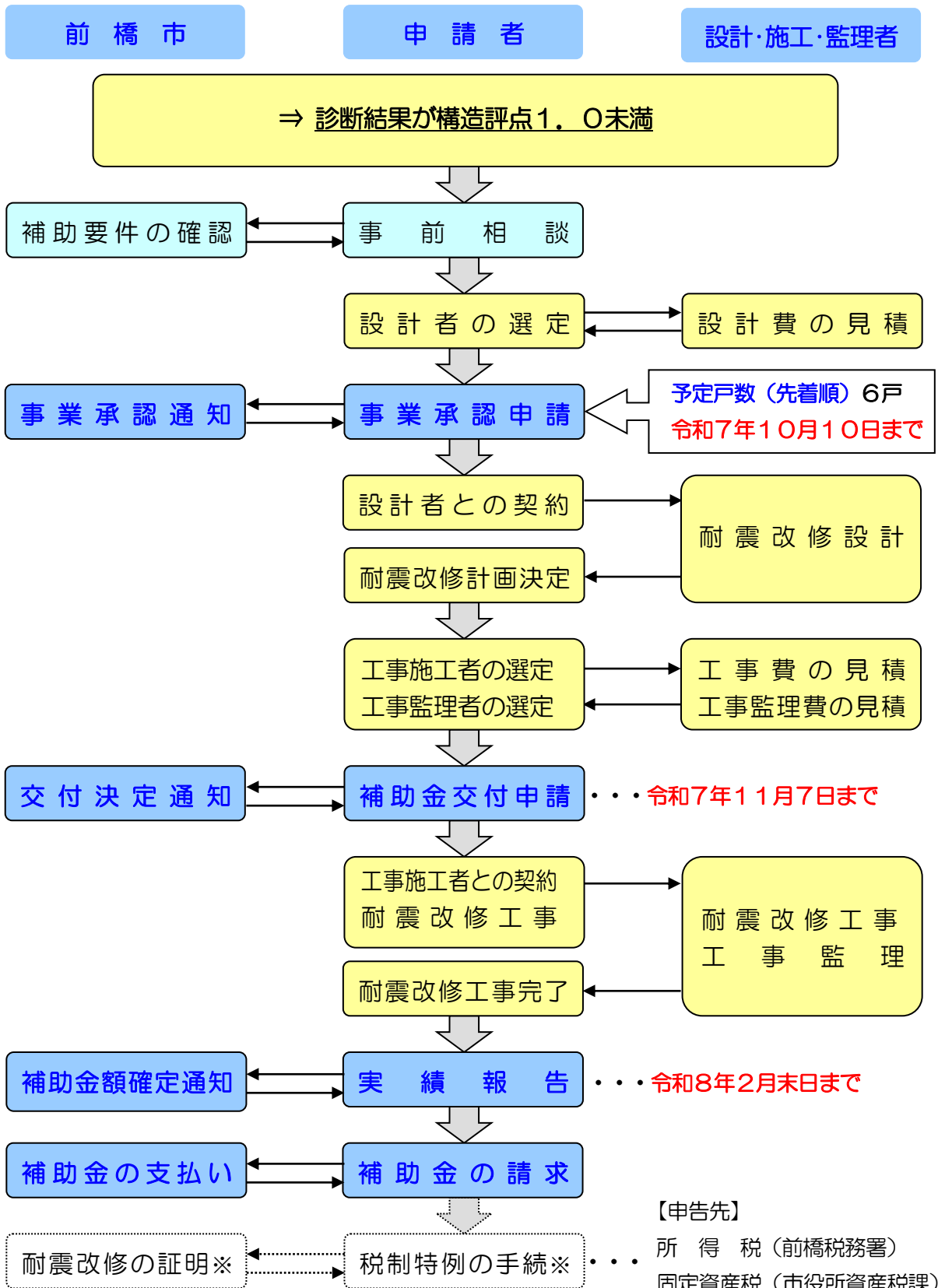
- (1) 耐震改修に係る設計及び工事監理
次に該当する建築士に依頼してください。
「木造耐震診断資格者講習」を受講している者（※参考 国住指第959号による）、群馬県が実施する「木造住宅耐震診断技術者養成講習」を終了しているもの。
若しくはこれらの者と同等の知識を有すると前橋市が認めた者
- (2) 工事施工者
原則、市内業者に依頼してください。

7 募集期間及び戸数

	耐震改修工事	耐震シェルター等設置
募集期間	R7. 6. 9～R7. 10. 10	R7. 6. 9 ～R7. 11. 7
募集戸数	6戸（先着）	1戸（先着）

木造住宅耐震改修費補助の手続き

(耐震改修工事)



※ 固定資産税の減額措置を受ける場合は令和7年12月31日までに耐震改修工事を完了しなければなりません。

木造住宅耐震改修費補助に係る提出書類

(耐震改修工事)

1 事業承認申請

- (1) 事業承認申請書(様式第1号)、耐震改修事業計画書(様式第2号)
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 建物の登記事項証明書^{※1}又は所有者、建築時期等を確認できる書類
- (4) 住民票の写し^{※2}
- (5) 市税の完納証明書^{※3}
- (6) 設計費に係る見積書の写し
- (7) 設計者の要件を確認できる書類
- (8) 建物所有者の承諾書(建物が共有名義の場合)(様式第3号)

【証明書交付先】

- ※1 法務局
- ※2 前橋市市民課
- ※3 前橋市市民税課

2 補助金交付申請

- (1) 補助金交付申請書兼誓約書(耐震改修工事)(様式第5号)
- (2) 耐震改修計画概要書(様式第6号)
- (3) 耐震改修計画図等
 - ア 付近見取図、配置図、平面図及び詳細図(建築面積、延べ面積がわかるもの)
 - イ 改修前及び改修後の耐震診断報告書
 - ウ 現地調査の写真その他の関係資料
- (4) 工事費及び工事監理費に係る見積書の写し
- (5) 工事監理者の要件を確認できる書類(設計者の要件と同じです。)
- (6) 確認済証の写し(建築確認を必要とする場合)
- (7) 設計に係る契約書の写し(設計費を補助対象とする場合)

3 完了実績報告

- (1) 実績報告書(耐震改修工事)(様式第12号)
- (2) 耐震改修実施報告書(様式第13号)
- (3) 工事写真
 - ア 工事箇所ごとに耐震改修の工事前、工事中及び完成後の状況写真
 - イ 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真
- (4) 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- (5) 設計、工事及び工事監理に係る契約書の写し
- (6) 設計費、工事費及び工事監理費に係る領収書の写し
- (7) 検査済証の写し(建築確認を受けた場合)
- (8) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領に係る委任状(様式第17号)(代理受領の場合)
- (9) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領の委任に係る同意書(様式第18号)(代理受領の場合)

【代理受領】 補助金額分を設計・施工・監理業者が代理で受領し、申請者は、補助金の支給金額分を差し引いて業者に支払う方式です。

4 補助金の請求

(1) 補助金交付請求書（様式第16号）

【注意事項】 工事等の契約者は、申請者本人としてください。
その他市長が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

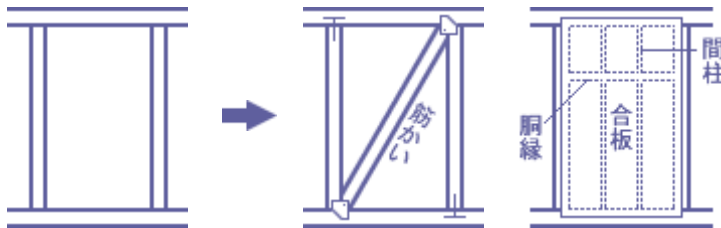
補助の対象となる工事について

1 耐震性を高めるための補強工事

耐震性を高めるために行う、次のような補強工事が補助の対象になります。

(1) 耐震壁の増設又は補強

- ・壁を増やし、かつ、つりあいよく配置する。
- ・筋かいを入れたり、合板を張って強い壁を増やす。



【(財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」より】

(2) 金物等による補強

- ・土台、柱、梁、筋かい等の接合を金物で堅固にする。

(3) 基礎の補強

- ・鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する。
- ・無筋基礎を補強する（鉄筋コンクリート布基礎の増打ち等）。
- ・玉石基礎等を補強する（足固め、鉄筋コンクリート打設等）。

(4) 屋根等の軽量化

- ・瓦屋根を軽量の金属屋根等に葺き替える。

(5) その他の耐震性や剛性を高める工事

- ・火打梁及び構造用合板等で床面の剛性を高める。
- ・ボルトの緩み調整、接合部金物の交換や追加補強等により剛性を高める。
- ・劣化、シロアリ等による被害のある部材を取替える（防腐・防蟻措置含む。）。

2 補強工事に伴う内外装工事

補強工事に伴い必要となる、次のような内外装工事が補助の対象になります。

- (1) 床、壁、天井、外壁等の撤去及び復旧（補強する壁から1 m以内を原則とする。）
- (2) 耐震補強により取替えを必要とする建具
- (3) キッチンセット、洗面台、便器、浴槽、空調機等の既存備品の取外し、再取付
- (4) 設備の配管、配線等の切り回し
- (5) 屋根の葺き替え（下地を含む。）及び軒樋の取替（縦樋は除く。）
- (6) その他耐震補強に伴い必要となる工事

【注意】 次のような工事は、原則として補助の対象になりません。

- ・増築及びリフォーム等
- ・グレードアップによる内外装の復旧

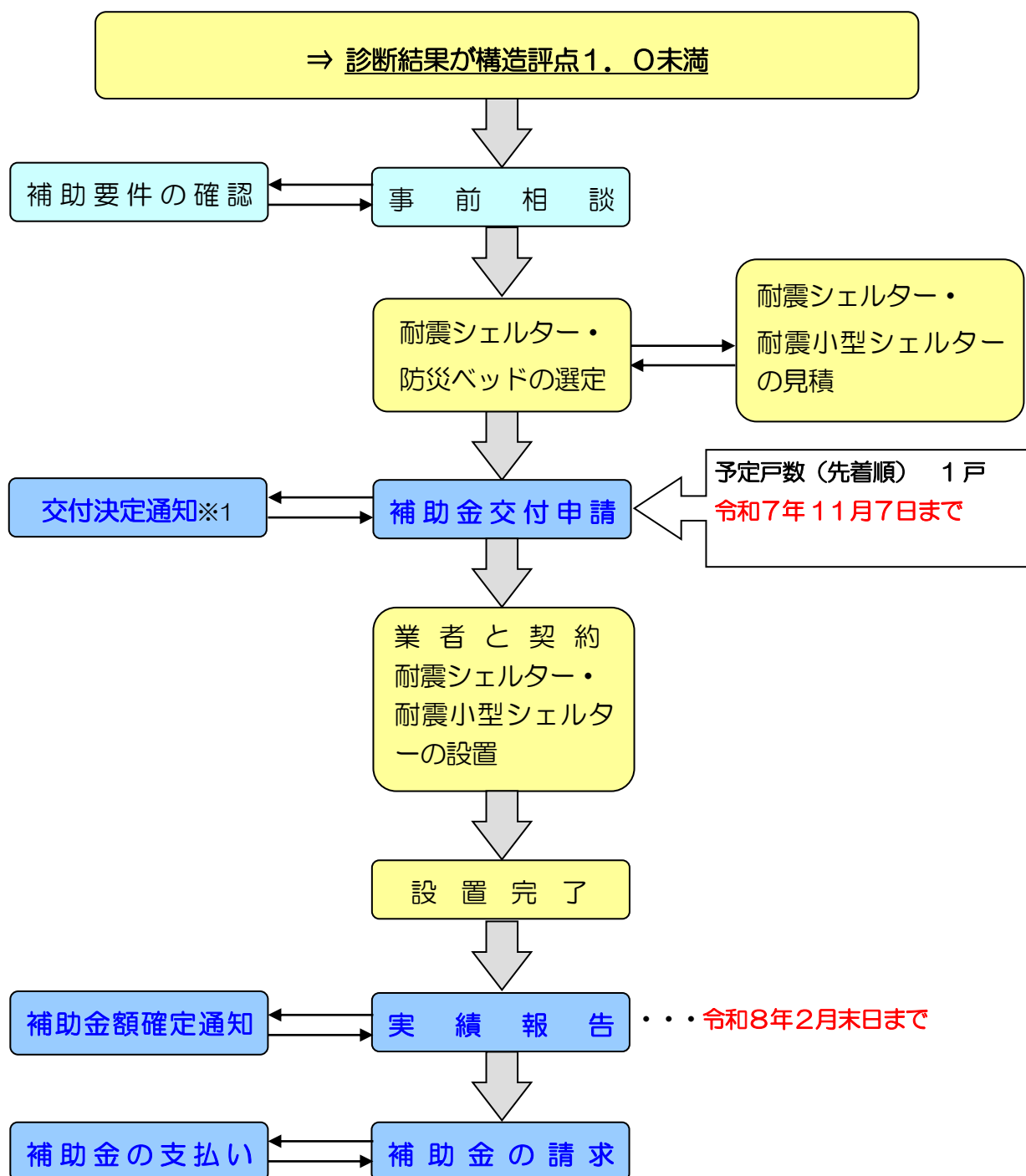
木造住宅耐震改修費補助の手続き

(耐震シェルター等設置)

前橋市

申請者

業者



木造住宅耐震改修費補助に係る提出書類

(耐震シェルター等設置)

1 補助金交付申請

- (1) 補助金交付申請書兼誓約書(耐震シェルター等設置)(様式第7号)
- (2) 耐震改修計画概要書(耐震シェルター等設置)(様式第8号)
- (3) 前橋市木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断結果報告書の写し
- (4) 建物の登記事項証明書^{※1}又は所有者、建築時期等を確認できる書類
- (5) 住民票(世帯全員)の写し^{※2}
- (6) 高齢者又は障害者であることが確認できるもの
- (7) 市税の完納証明書^{※3}
- (8) 設置予定場所がわかる図面
- (9) 設置予定場所の写真
- (10) 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- (11) 建物所有者の承諾書(建物が共有名義の場合)(様式第3号)

【証明書交付先】

- ※1 法務局
- ※2 前橋市市民課
- ※3 前橋市市民税課

2 完了実績報告

- (1) 実績報告書(耐震シェルター等設置)(様式第14号)
- (2) 設置完了を確認できる写真
- (3) 補助対象経費が確認できる領収書等の写し
- (4) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領に係る委任状(様式第17号)(代理受領の場合)
- (5) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領の委任に係る同意書(様式第18号)(代理受領の場合)

【代理受領】補助金額分を設計・施工・監理業者が代理で受領し、申請者は、補助金の支給金額分を差し引いて業者に支払う方式です。

3 補助金の請求

- (1) 補助金交付請求書(様式第13号)

【注意事項】工事等の契約者は、申請者本人としてください。
その他市長が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

1 耐震シェルター（参考）

耐圧ベッドルーム型シェルター (株)エヌ・アイ・ピー 03-3823-6220 http://www.bbk-nip.jp	介護用防災フレーム (株)ニッケン鋼業 静岡営業所 商品営業部 0544-58-8336 http://www.ns-kougyo.co.jp
防災ベッド 標準型BB-002 (株)ニッケン鋼業 静岡営業所 商品営業部 0544-58-8336 http://www.ns-kougyo.co.jp	安心防災ベッド枠A フジワラ産業(株) 06-6586-3388 http://www.fj-i.co.jp
安心防災ベッド枠B フジワラ産業(株) 06-6586-3388 http://www.fj-i.co.jp	木質耐震シェルター (株)一条工務店 0120-422-231 http://ichijo.jp
シェル太くん工法 (株)ヤマヒサ 0120-36-1374 http://www.yamahisa.co.jp/	シェルキューブ (株)デリス建築研究所 03-3287-2011 http://www.delis-archi.co.jp
耐震ベッド・シェルター 「ウッド・ラック」(WOOD-LUCK) 新光産業(株) 03-6810-7900 http://www.shinkosangyo-as.com	耐震シェルター レスキュールーム (有)ヤマニヤマショウ 0120-88-2420 http://rescueroom.main.jp/
シェルターユニットバス(UB) J建築システム(株) 03-3815-7779 http://www.j-kenchiku.co.jp	耐震シェルター耐震和空間 (株)ニッケン鋼業 静岡営業所 商品営業部 0544-58-8336 http://ns-kougyo.co.jp/
木造軸組耐震シェルター「剛健」 (有)宮田鉄工 0587-37-1569 http://taishin-shelter.co.jp/	耐震TBシェルター「鋼耐震」 (株)東武防災建設 048-970-3530 http://www.tobubousai.com
つみっくブロックシェルター (株)つみっくNPO法人つみっくくらぶ 0852-28-3178 http://www.tsumic.com	耐震健康シェルター 「命守(いのちもり)」 (株)青ヒバの会ネットワーク 03-3779-0608 http://mr-woodman.co.jp/kkz

「ウッド・ラック」ひのき庵 新光産業(株) 03-6810-7900 http://www.shinkosangyo-as.com	減災寝室 (有)扇光 0120-57-2535 http://www.senko-jp.com/
パネル式耐震シェルター SUS(株) 03-5652-2393 http://www.sus.co.jp/ecoms/	シェルキューブR (株)デリス建築研究所 03-3287-2011 http://www.delis-archi.co.jp
耐震小型シェルター 「構-kamae-」テーブルタイプ (株)安信 0120-013-131 http://ansin-bousai.com	お部屋まるごとコンテナ型シェルター まもルーム (株)カラフルコンテナ 0587-51-1236 http://www.colorfulcontainer.com /
木質耐震シェルター 70K 一般社団法人 耐震住宅100%実行委員会 03-6872-5790 https://www.taishin100.or.jp	

事業実施にあたっての注意事項

1 事前に交付申請等の手続きをしてください。

耐震改修の設計又は工事に着手する前に、必ず、事業承認申請又は補助金交付申請の手続きを行ってください。提出いただいた申請書及び添付書類を審査し、要件に適合していることを確認したうえで、通知書を申請者に送付します。

通知前に耐震改修の設計又は工事に着手した場合、補助金を交付できませんので注意してください。

2 事業は年度内に完了してください。

耐震改修の設計、工事監理及び工事は、必ず、年度内に完了してください。

令和8年2月末日までに実績報告書を提出いただき、内容を確認したうえで額を確定し、補助金を交付します。

3 事業の内容を変更する場合、必ず、市に連絡してください。

交付決定の通知後に事業の内容を変更しようとする場合、変更等の手続きが必要です。変更することが明らかになった時点で、市に連絡してください。

4 交付決定を取り消すことがあります。

交付決定後に、不正があったことが判明した場合や工事の内容が設計と異なることが確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

5 リフォーム工事の見積書等は別に作成してください。

耐震改修に関連しないリフォーム工事は、補助の対象になりません。リフォーム工事を併せて行う場合、見積書及び契約書は耐震改修工事と別に作成してください。

6 住宅の維持保全に努めてください。

この事業の補助金は、国、県及び市から交付されます。耐震改修を行った住宅の維持保全及び有効活用に努めてください。また、収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え付け、補助事業の終了後5年間保存してください。

住宅に係る耐震改修促進税制

※耐震シェルター等設置には適用されません※

1 所得税の特別控除【令和7年12月31日までに工事完了したものが対象】

個人が旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合には、標準的な費用のうち250万円を上限にその10%に相当する額が控除されます。また、標準的な費用が250万円を超える場合には、250万円を控除した金額の5%に相当する額が控除されます。ただし、5%に相当する額が750万円を超える場合、750万円が上限になります。

＜木造住宅の耐震改修の標準的な費用＞

耐震改修の内容	金額	左に乘じる数値
基礎に係る耐震改修	15,400円	当該家屋の建築面積（㎡）
壁 //	22,500円	当該家屋の床面積（㎡）
屋根 //	19,300円	当該耐震改修の施工面積（㎡）
基礎、壁、屋根以外	33,000円	当該家屋の床面積（㎡）

※木造住宅以外の金額は別途定められています。

＜既存住宅の要件＞

- (1) 自ら居住の用に供していること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (3) 現行の耐震基準に適合しないものであること。

＜問い合わせ先＞

手続き方法などの詳細については、

前橋税務署（電話 027-224-4371）にお問い合わせ下さい。

2 固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、工事費用が50万円を超える耐震改修工事を行った場合、申告により固定資産税（床面積120㎡相当部分まで）が減額されます。

＜問い合わせ先＞

手続き方法などの詳細については、

前橋市役所資産税課（電話 027-898-6216）にお問い合わせ下さい。

○ 耐震改修の証明についてのお問い合わせ

前橋市役所7階 建築指導課 電話：027-898-6752（直通）

！ご注意ください！

「すぐに工事しないと危険」などと不安をあおり、工事の契約を迫る手口が増えていきますので、ご注意ください

お問い合わせ



前橋市 都市計画部 建築指導課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

電話 027-898-6752

FAX 027-223-8527

ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp>